解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

鹿児島県鹿屋市輝北町市成字上場一六六〇番地三

財団法人輝北うわば公園まちづくり公社

清算人　藤井　正和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

東京都新宿区左門町九番地

財団法人国民保健会

清算人　玉盛　正陽

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

山梨県甲府市北口二丁目一五番四号

財団法人帝京山梨教育福祉振興会

代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

山梨県笛吹市石和町四日市場一五六六番地

財団法人山梨伝統産業振興会

代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月八日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

長野県須坂市大字日滝二三〇番地

須坂市郷原土地区画整理組合

代表清算人　丸山　幾夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

財団法人大阪市都市工学情報センター

代表清算人　大堅　敢

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

兵庫県三田市中央町一〇番二一号

宗教法人大宇宙大自然教団

清算人　切田　恵子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月七日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

和歌山県有田市箕島五〇番地

有田市土地開発公社

清算人　成川　満

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

佐賀県鳥栖市京町八一二番地

財団法人鳥栖市地域振興財団

清算人　篠原　正孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十二付けで沖縄県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月九日

沖縄県糸満市西崎町三丁目一番地

財団法人糸満市公共施設管理センター

代表清算人　兼島　景孝

配当公告

岩手県岩手郡雫石町七ツ森八〇番地一

破産者　カセツ産業株式会社

右の者に対する盛岡地方裁判所平成二十三年（フ）第四七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七〇八、〇六五、六一三円

一、配当することのできる金額

金九二、六六二、一六一円

平成二十五年四月九日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号　浅沼ビル三階

破産管財人　村井　三郎

配当公告

福島県郡山市亀田一丁目五一番一一号

破産者　株式会社ロック

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成十年（フ）第三二四号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七、五一六、一五〇、七三四円

一、配当することのできる金額

金六七五、七六三円

平成二十五年四月九日

福島県郡山市堂前二番一一号　弁護士法人クレイス法律事務所

破産管財人　弁護士　髙橋　久善

配当公告

愛知県名古屋市天白区植田南三丁目九〇二番地の一ネオグランデ植田南三〇二号、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町竹ノ山三七番地八三四

破産者　日比　克幸

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一六九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、五〇七、一〇七、〇七八円

一、配当することのできる金額

金八一、九一六、七二一円

平成二十五年四月九日

名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階　西脇法律事務所

破産管財人　西脇　明典

配当公告

三重県松阪市西町二八九番地二三

破産者　吉田冨士子

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十四年（フ）第五十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四〇九、二三二、七四五円

一、配当することのできる金額

金一一、九九九、三七七円

平成二十五年四月九日

三重県津市丸之内養正町四ー一　森永三重ビル二階

破産管財人　室木　徹亮

商号変更のお知らせ

平成二十四年十二月十九日開催の臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

新商号　株式会社ＫＡＮＺＡＣＣ

旧商号　協和電線株式会社

変更年月日　平成二十五年四月一日

平成二十五年四月九日

大阪市北区堂島浜二丁目一番九号

株式会社ＫＡＮＺＡＣＣ

代表取締役　石橋　久和